⑸　平成23年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

①　ＲＣ造又はＳ造地上、延べ面積1,300㎡以上の病院の新築、増築又は改修。

②　ＲＣ造又はＳ造地上、延べ面積650㎡以上の病院の新築、増築又は改修。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記①の施工実績を有し、他の構成員は、上記②の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

ただし、申請できる施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の能力を有すると認定した者である。

②　平成23年度以降に、⑸①に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

ただし、申請できる施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記⑸①の工事経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑻　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

①　建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

②　監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④　同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤　特例監理技術者が兼務できる工事は熊本県内の工事でなければならない。

⑥　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点56点（以下⑵に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①　技術提案テーマ関する事項（５つの技術提案）

・鉄骨工事の品質確保や施工精度向上に関する技術的な提案

・施工合理化に資する提案（品質確保については標準案と同程度であっても可）

・施工中における入所者、園関係者、第３者に対する安全管理

・工事騒音・振動を抑制するための具体的な対策

・建設現場における労働災害、事故防止法策

②　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

③　賃金引上げの推進に関する指標

⑶　評価の方法及び落札者の決定　入札参加者の上記３⑵による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値＝{（標準点＋加算点）／（入札価格）}

の最も高い者を落札者とする。落札の条件は、次のとおりとする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

⑷　上記３⑶において、評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒861―1113 熊本県合志市栄3796番地　国立療養所菊池恵楓園　事務部会計課施設管理係　電話096―248―1131　内線215

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和８年６月17日から令和８年８月13日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前９時00分から午後５時00分まで。）。上記４⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和８年６月19日午前９時00分から令和８年８月14日午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）まで。上記４⑴に同じ。電子調達システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）こと。